

高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高槻市補助金交付規則（高槻市規則第290号）に定めるもののほか、高槻市公共交通事業者特別応援金（以下「特別応援金」という。）の給付について必要な事項を定めるものとする。

(給付の目的)

第2条 物価高騰等により経営に影響を受けながらも事業の継続に努める公共交通事業者に対し、予算の範囲内において特別応援金を給付することにより、高槻市内の公共交通体系の維持を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（高速乗合バスを除く。）をいう。
- (2) タクシー事業 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業をいう。

(給付対象者)

第4条 特別応援金の給付の対象となる者は、給付申請の日において、次のいずれにも該当するものとする。ただし、次項に掲げる暴力団等に該当する者を除く。

- (1) バス事業又はタクシー事業を営んでいること。
- (2) 高槻市内に営業所を有していること。
- (3) 今後において事業を継続する意思を有すること。

2 前項に掲げる暴力団等とは次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 暴力団 高槻市暴力団排除条例（平成25年高槻市条例第33号）第2条第1号に規定する「暴力団」をいう。
- (2) 暴力団員 高槻市暴力団排除条例第2条第2号に規定する「暴力団員」をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 高槻市暴力団排除条例第2条第3号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

(特別応援金の額)

第5条 特別応援金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる額とする。

(1) バス事業 車両1台当たり6万円

ただし、対象車両数については、給付申請の日においてバス事業に供する車両総数に、全体の年間実車走行距離に占める高槻市の区域内の年間実車走行距離の割合を乗じ、少数点以下第1位を切り上げて得た数とする。

(2) タクシー事業 高槻市内の営業所において保有する車両1台当たり2万円

ただし、対象車両数については、給付申請の日において専ら高槻市内でタクシー事業に供する車両数とする。

2 市長は、給付申請の総額が当該特別応援金に係る予算額を超えるときは、特別応援金の額を調整する又は給付しないことができる。

(給付申請等)

第6条 給付対象者は、市長に対し、特別応援金の給付の申請及び請求（以下「申請等」という。）をすることができる。

2 申請等は、指定された期日までに、高槻市公共交通事業者特別応援金給付申請書兼請求書（様式第1号）（以下「申請書」という。）により行わなければならない。

3 申請書には、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) バス事業又はタクシー事業の許可を証する書類の写し

(2) 対象車両数が確認できる書類等

(3) 高槻市内に営業所を有することを証する書類の写し

(4) 申請書に記載された振込先に係る事項が確認できる通帳その他の書類等の写し

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類等

4 市長は、特別応援金の適正な給付のために必要があると認めるときは、申請者の不利益とならない範囲内において、申請等の内容に修正を加えることができるものとする。

(給付の決定等)

第7条 市長は、申請があったときは、その内容を審査し、受け付けた日から30日以内、かつ、特別応援金の給付の決定に係る市の会計年度の末日までに、特別応援金の給付の可否を決定するものとする。

2 市長は、申請に対し、給付決定をしたときは高槻市公共交通事業者特別応援金給付決定通知書（様式第2号）により、不給付決定をしたときは高槻市公共

交通事業者特別応援金不給付決定通知書（様式第3号）により、それぞれ速やかに申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、給付決定をするに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると市長が認めたときは、これらに協力すること。
 - (2) この要綱を遵守すること。
 - (3) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件
- 4 市長は、予算の範囲内で給付決定をするものとする。
- 5 納付決定は、一事業者1回限りとする。

（実績報告、特別応援金の額の確定）

第8条 この特別応援金は、第6条第2項に定める申請書の提出をもって実績報告書の提出に代え、第7条に定める給付の決定をもって額を確定したものとみなす。

（特別応援金の給付）

第9条 市長は、前条の規定により特別応援金の給付決定を行った場合には、給付決定を行った日から30日以内に特別応援金を給付するものとする。

（申請等の取下げ）

第10条 申請者は、第7条第2項の規定による通知を受けた場合において、当該通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に限り、申請等の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請等の取下げは、高槻市公共交通事業者特別応援金給付申請兼請求取下書（様式第4号）を市長に提出することにより行わなければならない。

（給付決定の取消し）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、給付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請等その他不正な手段により特別応援金の給付を受け、又は受けようとしたとき。
- (2) 前条第1項の規定により申し出たとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他市長が不適正と認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定による給付決定の取消しを行ったときは、その旨を高槻

市公共交通事業者特別応援金給付決定取消通知書（様式第5号）により給付決定に係る申請者に通知するものとする。

（特別応援金の返還）

第12条 申請者は第10条の規定による申請等の取下げを行ったとき、又は前条の規定による給付決定の取消しが行われた場合で、既に特別応援金を受給している場合は、特別応援金の全部若しくは一部を返還しなければならない。

2 市長は、申請者が第10条の規定による申請等の取下げを行ったとき、又は前条の規定による給付決定の取消しを行った場合で、既に特別応援金を給付している場合は、特別応援金の全部若しくは一部の返還について通知するものとする。

3 前項の規定による返還命令の通知（以下「返還命令通知」という。）は、高槻市公共交通事業者特別応援金返還命令通知書（様式第6号）により行うものとする。

（加算金）

第13条 返還命令通知を受けた者は、特別応援金の受給の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還命令通知に係る額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額とし、100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）につき、年7.3パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

（譲渡等の禁止）

第14条 給付決定を受けた者は、特別応援金の給付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（理由の提示）

第15条 市長は、第7条第2項の規定による不給付決定及び第11条第1項の規定による給付決定の取消し、第12条第3項の規定による返還命令通知、その他この要綱に基づく指示をするときは、申請者に対し、その理由を提示するものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、特別応援金の給付に関し必要な事項

は、都市創造部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月22日から実施する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。

高槻市公共交通事業者特別応援金給付申請書兼請求書

令和 年 月 日

(あて先) 高 槻 市 長

住 所	〒
屋号・商号	
フリガナ	
代表者氏名	(印)
代表者の生年月日	年 月 日生

〔 ※法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

高槻市公共交通事業者特別応援金の給付を受けたいので、高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱第6条の規定により、次のとおり申請及び請求をします。

なお、申請等に当たって、この申請書兼請求書及び添付書類に記載の事項は事実に相違ないことを誓約するとともに、要綱第4条第2項の該当の有無に関して調査が必要となった場合には、市において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察へ提出し、意見を聴くことに同意します。

1 申請区分及び特別応援金請求額（申請区分における事業の許可を証する書類の写しを添付してください）

□ バス事業	対象バス車両数 (小数点以下第1位を切り上げ)	台	× 6万円／台＝	百	十	一	万円
□ タクシー事業	対象タクシー車両数	台	× 2万円／台＝	百	十	一	万円

※ 対象車両数が確認できる書類等を添付してください。

2 営業所等（高槻市内に営業所を有することを証する書類の写しを添付してください）

高槻市内の 営業所所在地	(複数ある場合は代表的な営業所を一つ記入)
高槻市	

担当者氏名(フリガナ)		電話番号	
E-mail			

3 特別応援金振込先（振込先に係る事項が確認できる通帳等の写しを必ず添付してください）

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)		支店名		分類	口座番号 (右詰めでお書きください)					
1. 銀 行	2. 信用金庫	3. ()		本・支店 本・支所 出張所	1 普通					
金融機関 コード					2 当座					
フリガナ										
口座名義										

※ 口座名義が代表者と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印してください。

上記口座に特別応援金を振り込んでください。

(代表者 職 氏名)

(印)

※裏面があります。必ずご確認・ご記入をお願いします。

4 暴力団等に該当しないことの誓約

- 私は、要綱第4条第2項に規定する暴力団等に該当しません。

5 事業継続等意思の宣誓

- 私は、今後も事業を継続する意思を有しています。
- 私は、給付された特別応援金を事業を継続する目的（車両メンテナンス等）に使用します。

【添付資料】

- 申請区分における事業の許可を証する書類の写し（例：事業許可書、認可書、変更通知書等）
- 対象車両数が確認できる書類等（例：自動車検査証等）
- 高槻市内に営業所を有することを証する書類の写し（例：自動車検査証等）
- 振込先に係る事項が確認できる通帳等の写し
- 公共交通事業者特別応援金手続チェックリスト
- その他市長が必要と認める書類等

※例示の添付資料が用意できない場合は、別途ご相談下さい。また、添付書類に別紙・裏面がある場合は、そちらもご用意ください。

【提出に当たっての確認事項】

- 原則として、郵送提出により受理します。郵送提出が難しい場合は、都市づくり推進課（高槻市役所本館6階）窓口への持参にて受理します。
- 受理した申請書兼請求書及び添付資料等（以下、「申請書類等」という）は返却しません。
- 申請書類等に不備がある場合は、返却させていただくことがあります。
- 公共交通事業者特別応援金手続チェックリストを用いて、添付資料及び記入事項の漏れがないかをご確認ください。
- 給付の決定等の通知のため、返信用封筒（定型サイズ・宛名記入・切手不要）を申請書類等とあわせて提出してください。

様

高槻市長

印

高槻市公共交通事業者特別応援金 給付決定通知書

令和 年 月 日付で受け付けた高槻市公共交通事業者特別応援金については、次のとおり給付することに決定したので、高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱第7条第2項の規定により通知します。

1 特別応援金の給付決定額 _____ 円

2 特別応援金の給付条件

- (1) 市長が、特別応援金の適正な執行を期するため、申請者に対し報告を求め、又は市職員に帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは質問させる必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (2) 高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱を遵守すること。

3 この通知を受けた日の翌日から起算して15日以内に限り申請等の取下げをすることができます。

高都都第号
令和年月日

様

高槻市長

印

高槻市公共交通事業者特別応援金
不給付決定通知書

令和 年 月 日付で受け付けた高槻市公共交通事業者特別応援金については、次の理由により給付しないことに決定したので、高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱第7条第2項の規定により通知します。

（給付しない理由）

高槻市公共交通事業者特別応援金
給付申請兼請求取下書

令和 年 月 日

（あて先）高槻市長

住 所 _____

申請者 氏名 _____ 印

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

令和 年 月 日付け高都都第 号にて通知のあった高槻市公共交通事業者特別応援金の給付決定について、高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱第10条第2項の規定により次のとおり申請等を取り下げます。

1 高槻市公共交通事業者特別応援金給付決定通知書を受け取った日

令和 年 月 日

2 取下げの理由

高都都第号
令和年月日

様

高槻市長

印

高槻市公共交通事業者特別応援金
給付決定取消通知書

令和 年 月 日付け高都都第 号による高槻市公共交通事業者特別応援金の給付
決定については、次の理由により取り消したので、高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱第
11条第2項の規定により通知します。

（取消の理由）

高都都第 号
令和 年 月 日

様

高槻市長

印

高槻市公共交通事業者特別応援金
返還命令通知書

令和 年 月 日付け高都都第 号による給付決定により給付した高槻市公共交通事業者特別応援金について、高槻市公共交通事業者特別応援金給付要綱第12条第3項の規定により次のとおり返還命令を通知する。

1 返還決定額 金 円

2 返還理由